【新型コロナウイルス　No.５２】

情報提供

那医発第　８９　号
令和２年５月２０日

施設長　各位

那覇市医師会
会　長　山城　千秋
副会長　友利　博朗

日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
県医より「関係通知文書（沖医発第262号F　R02.5/19)」が届きましたので下段にてご報告致しますので、よろしくご確認下さいますようご案内申し上げます。
☆　問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原）　TEL　０９８－８６８－７５７９

・・・

沖医発第２６２号F
令和２年５月１９日

地区医師会長　殿

沖縄県医師会
会長安里哲好
（公印省略）

関係通知文書の送付について（診療報酬・年税関係）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、下記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
なお、下記文書については、県医師会ホームページ並びに県医師会報へ掲載いたしますことを申し添えます。

記

No.	文書番号	発送日	文書件名	HP	会報
1	（保55）	R2.5.12	新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて	○	○
2	（年税9）	R2.5.18	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置等について（情報提供）	○	○

沖医FX 6－1

(保 55)

令 和 2 年 5 月 1 2 日

都道府県医師会
労災保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて別添のとおり厚生労働省労働基準局補償課長より、取り扱いが示されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

当該感染症における労災保険の取扱いについては、電話や情報通信機器を用いた診療による診断や処方をする場合には、労災診療費算定基準の対面による診療と同じ金額である初診料 3,820 円、再診料 1,400 円により算定することとなります。また、再診の際の再診時療養指導管理料（920 円）についても、電話等再診（1,400 円）と合わせて算定できることとなります。その他の取扱いにつきましては、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

［添付資料］
・新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて
（令 2.5.11　基補発 0511 第 1 号　厚生労働省労働基準局補償課長）

沖医FX 6－2

2　電話等を用いた場合の再診料について

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いとして、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して、電話等再診料を算定できる範囲を広げているため、当該臨時的な取扱いが認められている間、該当する労災患者に対しても同様の取扱いとすること。

なお、再診料を算定する際は、通常の対面による診療と同じ金額（1,400 円）により算定すること。

3　再診時療養指導管理料について

従前より、電話再診の場合の再診時療養指導管理料については、健康保険の特定疾患療養管理料の考え方と同様、算定できないと取り扱っているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより、電話や情報通信機器を用いた再診の際も、特定疾患療養管理料等が算定できることとされていることに鑑み、再診時療養指導管理料（920 円）についても、診療報酬が臨時的な取扱いをされる間、電話等再診（1,400 円）と合わせて算定できることとする。

4　その他

労災診療費は、従前どおり、労災診療費算定基準に定められているものを除き、健保点数表の診療報酬点数に労災診療単価を乗じて算定することとなるため、これまで示された健康保険で認められている新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについても、当該取扱いが認められている間、原則準拠して取り扱うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る療養（補償）給付の請求があった際には、その診療内容を確認するため、当面の間、関係書類を支払前に医事係あて協議すること。

沖医FX 6－ 3

年税第９号
令和２年５月 18 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 小玉 弘之
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
税制上の措置等について（情報提供）

この度、厚生労働省医政局総務課より、去る４月７日に政府が公表し同月 30 日に関係法案が成立した新型コロナウイルス感染症経済対策における税制上の措置について、別添の通り周知協力依頼がありましたので、事務連絡文書並びに資料を送付いたします。

医療機関が利用可能な主な税制措置は以下の通りです。

（１） 国税・地方税について無担保・延滞税なしで納税等を猶予（資料２、資料３参照）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年２月１日以後の一定の期間（１月以上の任意の期間）において収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20％以上の減少）し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮したとき等に一時に納税することが困難と認められる場合、印紙納付分等を除く全ての税目について、無担保かつ延滞税なしで１年間徴収猶予となります。

上記特例は、令和２年１月１日から令和３年１月 31 日までに納期限が到来する国税・地方税に適用されます。

令和２年３月 24 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について（周知依頼）」（年税 79）でご案内した国税の納税猶予制度は、上記特例とは異なる別個の措置であり、決まった収入減少要件はありませんので、ご注意ください。

なお、<u>法人について医療法人等の非営利法人も対象となります。</u>

社会保険料の納付についても同様に取り扱われます（資料４参照）。

（２）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（資料５参照）

中小事業者等（注）が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、令和３年度分に限り、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和２

沖医FX 6－ 4

年２月から同年10月までの任意の３月間におけるその中小事業者等の売上高が、前年同期間の売上高と比べ30%以上50%未満減少している場合、課税標準を価格に２分の１を乗じて得た額とし、前年同期間の売上高と比べ50%以上減少している場合、課税標準を価格にゼロを乗じた額とします。

この措置による地方自治体の減収額については、全額国費で補填されます。

なお、法人について医療法人等の非営利法人も対象となります。

（注）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置における中小事業者等とは

①資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人

②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（３）生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（資料６参照）

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に中小事業者等（注）の認定先端設備等導入計画に位置付けられた、一定の事業の用に供する家屋及び構築物を加えます。

また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を２年延長します。

事業の用に供する家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等と一体となって導入されるものに限ります。構築物については、旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均１%以上向上するもので、販売開始が14年以内、一台又は一基の取得価額が120万円以上のものとします。

今回の拡充・延長による地方自治体の減収額については、全額国費で補填されます。

なお、法人について医療法人等の非営利法人は対象外です。個人については常時使用する従業員数100人以下の医療機関は対象となります。

（４）欠損金の繰戻しによる還付の特例（法人税）（資料７参照）

資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人にしか適用できない「青色欠損金の繰戻し還付制度」について、資本金の額又は出資金の額が１億円超10億円以下の法人まで適用が可能となります。

（５）中小企業経営強化税制の対象にテレワークに係る投資を追加（法人税）（資料８参照）

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備の対象に、遠隔操作、可視化又は自動制御化に係る要件を満たすことにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載さ

沖医FX 6－5

れた機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウエアを追加します。

（6）消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例（資料9参照）

（7）特別貸付に係る契約書の印紙税非課税（資料10参照）

（8）自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（資料11参照）

つきましては、貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- ○ 資料１① 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について （厚生労働省医政局総務課）
- ○ 資料１② 緊急経済対策における厚生年金社会保険料等の猶予制度に関する周知について （厚生労働省医政局総務課）
- ○ 資料２ 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ、納税を猶予する「特例制度」、無担保・延滞税なし （財務省）
- ○ 資料３ 徴収の猶予制度の特例 （総務省）
- ○ 資料４① 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について（日本年金機構）
- ○ 資料４② 労働保険料等の納付猶予の特例について（厚生労働省）
- ○ 資料５ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 （総務省）
- ○ 資料６ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 （総務省）
- ○ 資料７ 欠損金の繰戻しによる還付の特例 （財務省）
- ○ 資料８ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制（中小企業経営強化税制の拡充） （財務省）
- ○ 資料９ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例 （財務省）
- ○ 資料１０ 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税 （財務省）
- ○ 資料１１ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 （総務省）
- ○ 参考資料 医療・介護からみた設備投資減税の概要（イメージ） （日本医師会）

沖医FX 6 - 6